

平成 23 年度 第 1 回岩手県建築審査会 議事録

1 日時 平成 23 年 5 月 19 日(木) 10:00～

2 場所 盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 A

3 出席者

(1) 審査会側

渡辺敏男 委員 中村良則 委員 佐々木久夫 委員 石堂 淳 委員

(2) 事務局(県)側

大水建築住宅課総括課長 澤村建築住宅課建築指導課長 小野寺主査
廣中主任 榎谷技師

4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 1 名

(2) 傍聴者 0 名

5 議事等

(1) 開会

(建築指導課長)

ただいまより、平成 23 年度第 1 回岩手県建築審査会を開催いたします。私は本日司会進行を務めさせていただきます建築住宅課建築指導課長の澤村と申します。

本日は千葉啓子委員が欠席されておりますが、4 名の方にご出席をいただいておりますので、岩手県建築審査会条例第 4 条により、当審査会は成立していることをご報告いたします。続きまして、事務局に異動がありましたので新しいメンバーをご紹介します。

建築指導担当小野寺主査、同じく榎谷技師です。

それでは、審査会の開催にあたりまして、大水建築住宅課総括課長からご挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

(建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

(建築指導課長)

それでは、本日記布している資料のご確認をお願いします。

まず、「次第」と「委員・事務局名簿」を印刷したものが 1 枚、「建築基準法(抜粋)」、「岩手県建築審査会条例」、「岩手県建築審査会運営要綱」、「審議会等の会議の公開に関する指針」、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準等について(内規)」を 1 冊に綴じたものが 1 部、「諮問事項」1 部、「報告事項」1 部、「報告事項」1 部、その他 1 部を委員の皆様にご配布してございます。本日、お配りした資料に不足等ございましたら、事務局に申し出願います。

(3) 議事 (建築指導課長)

それでは次第 3 の議事に入らせていただきますが、審査会の議長は岩手県建築審査会条例第 3 条の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは渡辺会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

【挨拶省略】

始めに、本日の審査会議事録について署名人を指名したいと思いますが、岩手県建築審査会運営要綱第 2 条により、議長である私から指名させていただきます。

本日の審査会の議事録署名人は佐々木委員と中村委員にお願いします。

次に、本日議事の審査会の公開・非公開について、事務局から説明願います。

(小野寺主査)

本日は、諮問事項 1 件、報告事項 2 件について議事を行ないます。

諮問事項の「建築基準法第 44 条第 1 項ただし書の規定に係る案件」につきましては、法人の案件です。また、報告事項の「建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書による建築物の許可について岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をした案件」につきましては、地方公共団体の案件であることから、諮問事項と報告事項は「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1 の(2)(3)に該当するため公開案件となります。報告事項の「建築基準法第 43 条ただし書に係る一括同意基準により許可をした案件」につきましては、個人情報が含まれていることから「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1 の(1)に該当するため非公開となります。

(会長)

事務局の説明のとおり、諮問事項と報告事項は公開、報告事項は非公開とすることにご異議ありませんか。

〔各委員異議なし〕

ご異議がないようですので、諮問事項、報告事項は公開、報告事項は非公開と致します。

なお、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」3 の(1)の規定により、公開案件である諮問事項及び報告事項に係る議事を先に行い、報道機関等傍聴者の退席後に非公開案件である報告事項に係る議事を行なうこととなりますので、ご了解願います。

諮問事項

(会長)

それでは、議案の審議に入ります。諮問事項について、事務局から議案の説明をお願いします。

(建築指導課長)

それでは、諮問事項「建築基準法第 44 条第 1 項ただし書の規定による建築物の許可について」ご説明いたします。

奥州市水沢区東大通り一丁目 5-30 特定医療法人清和会 理事長 岩淵國人から申請のありました市道東大通り太日通り 1 号線の道路上空に建物間を接続する渡り廊下(道路上空通路)を建築することについて、道路内の建築を許可しようとするものです。

道路内における建築物等の規制についてですが、資料 2 ページにありますように建築基準法第 44 条第 1 項の規定において、道路内に又は道路に突き出して建築できないこととなっております。しかし、道路上空通路の場合、同条第 1 項第四号及び同施行令第 145 条第 2 項の第一号から第三号までのいずれかに該当する場合で、特定行政庁が認めて許可したものは建築できることとなっております。ただし、同条第 2 項の規定により、あらかじめ建築審査会の同意を得る必要がありますので本審査会に許可について諮問するものです。

許可の審査方法等についてですが、資料の 3 ページをお開き願います。昭和 32 年 7 月 15 日付けの、当時の建設省、消防庁及び警察庁の三省庁からの通達に基づいて、道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長からなる「連絡協議会」を設け、通達で示されている道路上空に於ける通路の許可基準によって協議し、各機関の意見が一致した場合に限り許可することとしています。

実際には、2 月に道路管理者である奥州市都市整備部土木課の担当者、水沢警察署の担当者及び奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部の担当者、特定行政庁である県のほか、申請関係者を交えて事前協議会という形で申請内容について協議を行っております。

申請者は、この事前協議会の場に出された関係機関の意見について、それぞれ個別に協議を重ね、許可申請を行ったものでございます。許可申請提出後、4 月 27 日に「連絡協議会」を開催したところ、四者とも道路上空通路を建築することの許可については、この計画で支障がないことで意見が一致したところです。

具体的な申請内容及び通達の「道路の上空に於ける通路の許可基準」につきましては、小野寺主査からご説明いたします。

(小野寺主査)

それでは、申請内容及び通達の「道路の上空に於ける通路の許可基準」による審査結果につきましてご説明をいたします。

申請概要は、資料の 17 ページをご覧ください。申請者は、奥州市水沢区東大通り一丁目 5-30 特定医療法人清和会 理事長 岩淵國人です。

奥州病院のある奥州市は、盛岡市より南へ約 70km、県内陸南部に位置しています。平成 22 年国勢調査の集計によりますと、人口は約 125,000 人で県内では盛岡市について第 2 位の人口規模となっております。一般世帯数は約 42,000 世帯となっております。

図面 1 ページをご覧ください。奥州病院は、JR 東北本線水沢駅より東側に 100m ほどの場所にあります。今回申請場所となる道路は、既存奥州病院の敷地と新設予定敷地との間を通る、市道東大通り太日通り 1 号線（幅員 6.4m）の上空部分となります。

図面 2 ページをご覧ください。申請敷地と用途地域の関係(都市計画図)でございます。用途地域は近隣商業地域で、防火地域の指定はございません。地名地番は、奥州市水沢区東大通り一丁目 45-1 他 10 筆と同 124 他 11 筆との間の市道上空です。図面 3 ページをご覧ください。こちらの配置図のとおり、既存奥州病院（図内左）と、新設予定建物（図内右）とを接続する渡り廊下を建築する計画です。奥州病院の敷地面積は、既存敷地 8,004.76 m²で、新設予定敷地 5,369.54 m²となっております。渡り廊下の設置位置は、既存奥州病院 3、4 号棟と新設予定建築物の 3 階部分、斜線で示した部分となります。申請建築物（渡り廊下）の概要につきましては、資料 17 ペ

ージに戻っていただきまして、7・道路上空に設ける通路の概要から、構造は鉄骨造、床面積 91.43 m²、長さ 21.76m、路面からの高さ 5.92mとなっています。また、8、連絡する建物概要に、既存部分や新築部分、渡り廊下等の構造・規模等について記載しております。

図面 4 ページから 6 ページをご覧ください。渡り廊下の詳細図となっております。(一部図面の解説「平面・立面・断面・屋根伏・仕上表等」)図面 7 ページから 16 ページは、新設予定建物と渡り廊下の平面図となっております。図面 17 ページから 20 ページは、既存奥州病院と渡り廊下の平面図となっております。

資料 8 ページの許可基準及び法令チェックリストをご覧ください。国土交通省等(旧建設省等)通達により許可基準が定められており、その基準について協議したものです。その中から、連絡協議会で意見のあったものについてご説明いたします。

1 点目、通則(2)通路は、「交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのあるものであってはならない。」というものがあります。一つ目の関係機関よりの意見は、渡り廊下の外壁面が大きいので、景観について奥州市と協議を行うこととされ、申請者からは奥州市と協議した結果、景観条例に関する届出の趣旨に照らし問題がない旨の回答を得ています。二つ目の関係機関よりの意見は、渡り廊下の下の市道は、除雪路線となっていることから冬場の凍結防止対策として申請者側へ融雪剤を撒くなど協力を願うこととされ、それに伴い病院側へ協力の依頼をした結果、天候に応じて必要な対策を行う旨の回答を得ています。

2 点目は、資料 9 ページをご覧ください。通則(5)「通路は、消防用機械の移動または操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。」というものがあります。消防活動を妨げるおそれがないものとして非常用進入口の設置計画がありますが、関係機関より具体的計画について意見が出され、申請者側からは渡り廊下の南・北側面に二箇所ずつ設置することで回答を得ています。

3 点目、資料 10 ページをご覧ください。3 通路の構造、(1)(口)「通路と通路を設ける建築物との間には随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。」というものがありません。計画で通路の戸は自動閉鎖式特定防火設備(甲種防火戸)の基準に適合していますが、特定行政庁より図面へ明示する指示を受け、申請者は特定防火設備と図面に明示したことを確認いたしました。

4 点目、資料 11 ページをご覧ください。3 通路の構造、(3)「通路は、これをささえる柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。」というものがありません。渡り廊下をささえる柱は全て敷地内に設ける計画ですが、関係機関より冬期間等、渡り廊下の日影により路面が凍結する恐れがあります。そこで、渡り廊下の柱に直接自動車衝突しないように防護柵等の対策を講じるなどの意見がだされ、申請者からは柱の周囲を植栽とするなど外構整備計画を修正することにより、車両が直接衝突することがない構造とする旨の回答を得ています。

5 点目、資料 12 ページをご覧ください。3 通路の構造、(6)「通路の下面には必要に応じ照明設備を設けること。」というものがありません。渡り廊下の下面の軒天井面に埋め込み型ダウンライトを設置する計画ですが、関係機関よりダウンライトの設置等について意見が出され、申請者からは渡り廊下の下の路面を照らし、上空に通路があることを運転者に意識させるために設置を行うことで回答を得ています。現在のところ、図面に明示している個数が設置予定となります。

最後に、資料 12 ページの下側にあるその他の意見ですが、一つ目は、新築病院棟側敷地への

乗り入れ計画について、道路管理者と協議を行うこととされ、申請者は平成 23 年 2 月 23 日奥州市都市整備部土木課と協議を行ない、乗り入れ部（切り下げ部）を 3 ヶ所に分けて設置することです承を得ています。二つ目は、既存病院側にある桜の木を移植する計画について、道路に影響が懸念されるので事前に協議を行うこととされ、申請者から事前に奥州市と協議を行ない、市の道路設計基準に基づく施工を行う旨の回答を得ています。

以上、連絡協議会の結果に基づき「安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがない。」ものとして認められます。

なお、水沢消防署より平成 23 年 5 月 6 日付けで同意書が交付されていることを申し添えます。以上で諮問事項の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

（会長）

ただいま事務局から説明に対して、ご質問・ご意見はございませんか。

質疑応答

（会長）

奥州市の景観条例では色彩について検討はされているが、渡り廊下の壁面積が大きいため形態面、構造面の検討や完成後のメンテナンスの考慮を願いしたいと思います。具体には、仕上げ材「吹きつけタイル」の劣化を考慮したグレートの選択やメンテナンス方法等の検討が必要と考えます。

（建築指導課長）

現在では、構造基準が厳しくなったためにやむを得ない形状となっています。また、壁の設置については道路管理者から鉄骨の梁などに積もった雪の落下を懸念し意見されたものです。しかし、委員の皆様より意見が出されましたとおり景観的な問題が考えられますので、申請者へ奥州市と景観条例を含めて配慮願うことと致します。

（佐々木委員）

渡り廊下の屋根は、雪の落下について検討されていますか。

（小野寺主査）

渡り廊下の屋根は、図面 6 ページにありますように陸屋根となっております。融雪装置はありませんが、雪等の落下防止になるように 60 cm ほどの立ち上がりのパラペットとなっております。

（建築指導課長）

奥州市の平均積雪量から問題はないと思われませんが、パラペット等に積もる雪の落下についても懸念されるところであります。先ほど渡辺会長よりご指摘のありました件と合わせて、申請者へ配慮願うことと致します。

（佐々木委員）

住民の意見は必要ですか。

（建築指導課長）

手続き上は不用となります。

(佐々木委員)

新設建築物の用途等についての概要を教えてください。

(小野寺主査)

新設建築物の用途は病院となります。

既存建築物の老朽化により、1号棟を取り壊すことになっており、病院機能を維持するため外来診療等の一部を担うものとなります。

(石堂委員)

新設建築物と既存建築物とを接続するための渡り廊下ですが、特に既存建築物への接続部の強度に影響はありませんか。

(建築指導課長)

構造上は、エキスパンジョイントにより応力的に分離しております。構造計算上も地震の揺れを考慮の上設計されていますので問題はありません。

(中村委員)

渡り廊下が設置される道路で交通量の増加が想定されますが、いかがでしょうか。

(建築指導課長)

交通量の増加は想定されると思います。しかし、高齢化社会と言われる現代では、JR駅前という立地条件を考えると、車しか使えない郊外に立地する場合より増加は少なく適地と思われます。

(会長)

排煙窓についてですが、計画では外開き90°となっています。渡り廊下を設ける高さが3階部分のため換気等の用途で利用した場合に落下物による影響が懸念されますので、窓の構造等について検討を要すると思います。

(建築指導課長)

申請者へ窓からの落下防止について配慮を願うことと致します。

(石堂委員)

渡り廊下の下の道路部分は、歩行者の横断は出来ないようになっているのでしょうか。また、横断できる場合は、植栽等によって歩行者が運転者から見えにくくなるものではないでしょうか。

(建築指導課長)

横断はできませんが、病院どうしの入り口が渡り廊下よりずれていることにより、歩行者に渡り廊下の下を積極的に利用させる計画とはしていません。また、大きな植栽の場合、歩行者が見えにくいという事もあると思いますが、計画の植栽スペースは、狭くあまり背の高いものを植える計画となっていないものであります。

(会長)

それでは、まとめに入りたいと思います。

本日の審査会の意見として、

1. 景観に対する配慮について
2. 落雪防止への配慮について
3. 排煙窓からの物等の落下防止への配慮について

以上、対応をお願い致します。

つきましては、諮問事項の「建築基準法第 44 条第 1 項ただし書の規定による建築物の許可」については、原案に同意することでご異議ありませんか。

〔各委員異議なし〕

ご異議がないようですので、諮問事項の「建築基準法第 44 条第 1 項ただし書の規定による建築物の許可」につきましては、原案どおり同意することに決定いたしました。

報告事項

(会長)

それでは、つづきまして、報告事項に入ります。

はじめに報告事項 「建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書による建築物の許可について、岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をした案件について」事務局から説明願います。

(小野寺主査)

それでは、報告事項についてご説明いたします。

報告事項 「建築基準法第 56 条第の 2 第 1 項ただし書による建築物の許可について」岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をした案件についてご説明いたします。

花巻市花城町 9 番 30 号 花巻市長から申請のありました日影による建築物の高さの制限による建築物の許可について、資料 5 ページにありますように岩手県建築審査会持回り審査要領第 4 条に基づき合議結果を報告いたします。

今回の申請建築物については、資料 6 ページに記載してありますとおり、岩手県建築審査会持回り審査要領第 2 条第 1 号に規定する持回り審査事項の対象建築物等になることから、同要領に基づき資料 9 ページのとおり持回りで委員全員に合議したものであります。

資料 10 ページは、委員全員の合議を得て、平成 22 年 11 月 29 日付け岩建審第 2 号により同意したものであります。また、資料 11 ページは、平成 22 年 11 月 30 日付けで許可をした通知書の写しです。

図面 1 ページをご覧ください。申請場所は、花巻市消防署敷地となります。図面 3 ページの配置図をご覧ください。申請建物は、花巻消防署内に車庫と自転車・バイク置き場を建設するものであります。

なお、許可通知後に許可内容の一部変更したい旨の報告があり、内容を審査した結果、当初許可の範囲内と認められることから、変更について受理したことを併せて報告いたします。

変更内容は、申請建築物の配置変更です。当初申請は図面 3 ページにありますように、南側道路境界線より 2,4m であったものを図面 10 ページにありますように、同離れが 4.41m となっています。資料 12 ページは、許可の変更について受理した旨の通知です。

以上で報告を終わります。

(会長)

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

〔各委員特になし〕

公開案件の議事は以上となります。以降の議事については非公開となりますので、傍聴者並びに報道関係者の方々はご退室をお願いします。

報告事項

(非公開につき議事録省略)

(会長)

以上をもちまして議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
以降の進行は事務局にお返しします。

(4) 閉会

(建築指導課長)

皆様大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 23 年度第 1 回岩手県建築審査会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、ご審議いただき誠にありがとうございました。